

全国労働衛生週間に際して

平素から労働基準行政、及び横浜西労働基準監督署の業務運営に関し、深いご理解と多岐にわたるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

毎年10月頭を実施している「全国労働衛生週間」は今年で73回目を迎えます。

今回のスローガンは、

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

となります。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、現在感染第7波が8月の中旬にピークを迎え、全国の都道府県において過去最多の感染者数を記録し、高止まりのまま推移しております。毎日の死亡者数も過去最多となっており、特に神奈川県において医療機関の病床ひっ迫が深刻化していることが懸念されます。

オミクロン株 BA.5系統の感染力の強さに脅威を感じているところですが、感染防止のための「取組の5つのポイント」に改めてご留意をいただき、職場の換気や3密の防止等の措置は、今まで以上に徹底して行っていただくようお願いします。

労働者の健康をめぐる状況は、コロナ以外にもさまざまな課題があります。

いわゆる過労死等事案に関しまして、当監督署でも毎月のように新規の精神事案の労災請求がなされており、日常的に処理に追われています。過重労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が重要です。

職場における高年齢労働者の割合が増加していくなか、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりが急務となっています。

また、病気を抱えたまま働く労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっており、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めなければなりません。

石綿を含む化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病もときに報道されているところです。法令の改正とともに、手遅れにならないよう各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施が必要です。

さらに、職場の受動喫煙防止対策の推進、また、暑さのピークは過ぎましたが熱中症予防対策の推進に関しましても、引き続きご留意をお願いします。

さて、当署管内の労働災害の発生状況に関して申し上げますと、休業4日以上「死傷災害」の増加傾向に歯止めがかかっておりません。感染災害防止とともに墜落や転倒等の労働災害の防止対策を両輪として進めていかなければなりません。

最後に、皆さまにおかれましては、「全国労働衛生週間」を契機として、それぞれの職場で労働環境の重要性を再認識していただき、この機会に自主的な労働衛生活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。

そして、今年度の神奈川労働局の重点施策の柱である「誰もが働きやすい職場づくり」の実現につなげていただくことをお願いし、日本中の職場、ひいては世界中に「笑顔があふれる」ことを祈念して、監督署からのメッセージとさせていただきます。

横浜西労働基準監督署長

荻野憲一